

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令
の一部を改正する政令案（仮称）について（概要）

1. 改正の背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、原則として全ての見直し対象手続（所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。）について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされていることを踏まえ、総務省所管政令において押印を求めている手続等について、押印を不要とする等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

押印又は署名を求めている以下の政令の規定について、押印及び署名を不要とする等の所要の改正を行う。

- ・地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第33条
- ・住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条等
- ・住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第26条
- ・公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第4条
- ・政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第23条
- ・地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第28条
- ・行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第4条等

※ 住居表示に関する法律施行令（住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等に異議のある住民による変更の請求関係）及び住民基本台帳法施行令（住民基本台帳法第4章又は第4章の3に規定する届出関係）については、押印は不要とするが、文書の真正性の確保のため、署名は引き続き求めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 公布日：令和3年2月
- 施行期日：公布の日

※住民基本台帳法施行令の改正規定については、令和3年4月